

10
No.194

行政ぐんま

2024 GYOSEI-GUNMA

桐生八木節まつり
桐生市観光物産協会



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

桐生八木節まつり

まつりの起源は昭和39年(1964年)。祇園祭を中心に、そのほか商工祭・七夕祭・花火大会など地域の祭礼などをまとめて、第1回「桐生まつり」として開催されました。その後、昭和63年(1988年)に全日本八木節競演大会が開催され八木節のイメージが強まったことから、桐生八木節まつりと改称し現在にいたっています。今年開催された第61回「桐生八木節まつり」は最終日の8月4日(日)に全国1位の気温39.2度を記録する中481,000人の方に来桐していただきました。

(桐生市ホームページより引用)



GYOSEI-GUNMA CONTENTS 10

01 本会のうごき

- ・令和6年度 行政書士制度広報月間 支部無料相談会開催のご案内…………… 2
- ・知っ得情報…………… 会長 古田島俊憲…………… 3
- ・会務報告(7月、8月)…………… 4

02 支部だより

- ・桐生支部研修旅行報告…………… 桐生支部 高柳 志保…………… 6
- ・夏季懇親会について…………… 桐生支部 中山 一郎…………… 7

03 読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～…………… 8

04 お願い・連絡事項

- ・研修案内ハガキの郵送廃止について…………… 許認可業務・法務業務部…………… 9
- ・令和6年度3期会費納入についてのご案内…………… 9
- ・コスモスぐんま活動のご報告 成年後見制度実態把握調査の実施について……………
…………… コスモスぐんま支部長 上原 陽子…………… 10
- ・コスモスぐんま活動のご案内…………… コスモスぐんま広報部 佐藤美保子…………… 11
- ・コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ…………… コスモスぐんま支部長 上原 陽子…………… 12
- ・コスモスぐんま入会前研修参加者の声
令和6年度 コスモスぐんま入会前研修・考査を終えて…………… 高崎支部 坂本 尚生…………… 13
…………… 高崎支部 黒澤 侑加…………… 13
- ・「趣味のコーナー」開設及び投稿のお願い…………… 14

05 登録事項変更…………… 15

編集後記



本会のうごき

令和6年度 行政書士制度広報月間 支部無料相談会開催のご案内

支部	日程	形式	相談会場・電話番号
前橋	10月9日(水) 13:30~16:00	対面 事前予約制	前橋市総合福祉会館3階 第1・2会議室 事前予約 TEL:027-232-7700
高崎	10月6日(日) 13:00~16:00	対面	イオンモール高崎2階 イオンホールA
	10月18日(金) 13:00~16:00	対面	高崎市役所6支所 (群馬・箕郷・榛名・倉渕・吉井・新町) ※倉渕のみ事前予約制 (TEL:027-324-0001)
伊勢崎	10月5日(土) 10:00~16:00	対面	JA佐波伊勢崎本店 3士業合同相談会 (行政書士・土地家屋調査士・司法書士) (※15:30受付終了)
桐生	10月15日(火) 10:00~15:00	対面 事前予約制	桐生市総合福祉センター 事前予約TEL:0277-46-4165
太田	10月26日(土) 14:00~16:00	対面 事前予約制	学習文化センター 事前予約 TEL:0276-58-9369 セミナー同時開催(14:00~16:00)
富岡	10月12日(土) 10:00~15:00	対面	富岡市生涯学習センター (※14:30受付終了)
藤岡	10月9日(水) 10:00~16:00	対面 事前予約制	藤岡市役所2階 第一会議室 事前予約 TEL:080-1126-0317
安中	10月11日(金) 10:00~15:00	対面	安中市社会福祉協議会2階 相談室
渋川	10月20日(日) 9:30~16:00	対面	渋川市赤城公民館
沼田	10月5日(土) 10:00~15:00	対面	沼田市保健福祉センター
館林	10月20日(日) 10:00~15:00	対面 事前予約制	城沼公民館 事前予約 TEL:0276-73-1310

お問い合わせ

群馬県行政書士会事務局 TEL:027-234-3677
〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-8-1
前橋商工会議所会館4階



知っ得情報!!

会長 古田島 俊憲

本号では本会が、金融機関以外で連携している団体をご紹介します。(株)ワイズ様との業務提携基本契約では、行政書士登録後最初の5年が経過するまでの間、(株)ワイズ様が提供するシステムの1ライセンスの使用料が無償になるなど、会員の皆様にとってメリットのある内容になっております。また、コスモス成年後見サポートセンター様との連携における本会の役割は、成年後見業務について対外的な広報や周知の協力を行うことなどとなっています。

各種団体との連携について

時 期	団 体 名
令和2年3月	一般財団法人建設業情報管理センター
令和5年6月	株式会社ワイズ
令和5年9月	公益財団法人群馬県産業支援機構
令和6年3月	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部

今回ご紹介した団体は、経審、中小企業支援、成年後見業務に関する連携となっており、行政書士業務とは切り離すことができない分野です。会員の皆様の業務にお役に立てれば幸いです。

ご意見・ご要望フォームを作成しました

群馬県行政書士会ホームページの「会員ページ」内にご意見・ご要望フォームを作成しました。本会の運営について、忌憚のないご意見、ご要望をお寄せいただけますようお願いいたします。

〈ご意見・ご要望フォーム利用手順〉

- ①群馬県行政書士会HPにアクセス
- ②会員ページにログイン
※ログインIDとパスワードが不明な方は事務局までお問い合わせください。
- ③「会員TOP」ページの「ご意見・ご要望フォーム」バーナーをクリック(右図参照)
- ④フォームに入力し送付

The screenshot shows the homepage of the Gunma Prefecture Administrative Scrivener Association. At the top, there is a search bar and contact information (027(234)3677). Below the navigation bar, there is a section for 'Eメール会員募集中' (Email Member Recruitment) with a button for '会員登録はこちらから' (Click here for membership registration). On the right side, there is a vertical menu with several buttons: '旧会員サイト' (Former Member Site), 'Eメール会員募集中' (Email Member Recruitment), '研修会お申し込み' (Seminar Application), and 'ご意見・ご要望フォーム' (Opinion and Request Form). An arrow points from the text in step 3 of the procedure to the 'ご意見・ご要望フォーム' button.

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
7	3	行政ぐんま校正会議	①行政ぐんま193号の校正について ②令和6年度行政書士制度広報月間について	服部部長、仲道副部長、 小林、柳、岩井各部長
7	5	業務推進グループ会議	〈協議事項〉 ①令和6年度活動方針について ②分科会の活動について 〈報告事項〉 ①産業支援機構との連携状況について ②担当員から活動状況について報告	古田GL、松本SGL、中山、堀越、 武田、森田、上原、鈴木、佐藤、 穂苅、新井、飯島、田沼、田島各G 担当員 古田島会長、山田、吉田、中島、 亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、 塩野各常任理事
7	8		入会式 2名	古田島会長
7	9	総務部会	①令和6年度第3回総務部会の開催日変更 について ②一般倫理研修未受講者への対応方針に ついて ③一般倫理研修未受講申出会員について ④職務上請求書払出しについて ⑤特定行政書士法定研修受講状況について ⑥本会会則第17条の改正について	古田島会長、中島副会長、清水部 長、上原副部長、中澤、齋藤各部長
7	10		職務上請求書払出し日	菅野常任理事、上原副部長
7	10	封印管理委員会	〈協議事項〉 ①封印取り付け実績の報告について 〈報告事項〉 ①国土交通省物流・自動車局自動車情報 課による調査 ②封印委託制度の見直しについて ③鳥取会の丁種封印受託業務の一時的な 自主的停止について	古田島会長、尾池委員長、山田副 委員長、矢嶋、新井、中村、岩崎 各委員
7	11	法規監察部会	①令和6年度事業について ②法教育事業への取組みについて ③行政書士制度広報月間における監察活 動について ④監察案件への対応について	古田島会長、中島副会長、菅野部 長、並木副部長、本間、根岸各委 員
7	16	経理部会	①令和6年度経理部運営について ②未納会員について ③会計ソフトの更新について	古田島会長、山田副会長、後藤部長、 剣持副部長、黒川部長、富沢専門 員
7	17		許認可業務・法務業務部主催 「労働者協同組合の設立に関する伝達研修会」 講師：業務推進グループ担当員 田沼昇一先生	大原部長、新井副部長
7	24		職務上請求書払出し日	清水、大原各常任理事
7	29	常任理事会	〈協議事項〉 ①支部長会からの建議について ②日行連関東地方協議会について ③当面の会務運営について 〈報告事項〉 ①各部報告	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、 塩野各常任理事、吉田支部長会議 長
7	29	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、亀田委員長、山田、 吉田（明）、中島、清水、後藤、 菅野、大原、服部、塩野、吉田 （憲）各委員
7	31		入会式 2名	古田島会長

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
8	5	許認可業務・法務業務部主催 「2日間でしっかり学ぶ入管業務の基礎に関する研修会」(1日目)		古田島会長、高橋、藤生各部員、 講師：吉田副会長、塩野、服部各 常任理事
8	6	許認可業務・法務業務部主催 「2日間でしっかり学ぶ入管業務の基礎に関する研修会」(2日目)		古田島会長、大原部長、 新井副部長、尾池部員 講師：塩野常任理事、田島部員、 渋川支部 渡邉いく代会員
8	7	総務部会	①群馬県行政書士会倫理研修規則(案) について ③綱紀委員会からの助言について ③会員からの要望について	古田島会長、中島副会長、清水部長、 上原副部長、中澤部員
8	9	広報部会	①行政ぐんま194号の企画について ②令和6年度行政書士制度広報月間につ いて ③HPについて	古田島会長、吉田副会長、服部部 長、仲道副部長、小林、柳、岩井、天 田各部員
8	9	職務上請求書払出し日		中島副会長
8	20	「経営事項審査申請の基礎に関する伝達研修会」 講師：ワイズ公共データシステム株式会社 担当職員		古田島会長、尾池、藤生各部員
8	26	広報部会	①行政ぐんま194号の編集について ②令和6年度行政書士制度広報月間につ いて	吉田副会長、服部部長、仲道副部長、 小林、柳、岩井、天田各部員
8	27	常任理事会	〈協議事項〉 ①日行連関東地方協議会各業務連絡会に ついて ②綱紀委員会からの付言事項について ③会員からの要望について ④当面の会務運営について 〈報告事項〉 ①支部長会からの建議について ②各部報告	古田島会長、 山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、 塩野各常任理事、吉田支部長会議 長
8	28	職務上請求書払出し日		服部常任理事、中澤理事

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員





桐生支部

桐生支部研修旅行報告

令和6年6月29日(土)に桐生支部研修旅行が開催されました。参加者は13名、小雨が降る中、いざ長野方面に出発です。新人の私はドキドキしながら参加しましたが、皆さんにやさしく迎えていただきほっと一安心。車内では和やかな雰囲気、皆さん楽しく交流されていました。

最初の目的地「生島足島神社」に到着すると、朝の天気が嘘のような快晴。聞けば今年の研修旅行も梅雨の合間の好天だったそうで、晴れを引き寄せようという人もいるのかもしれません。

日差しが照り付ける中、参拝を終え、次はお待ちかねの昼食です。きこの村深山に移動し、和牛ひつまぶし・きのこ汁・夕張メロン食べ放題を堪能しました。その後は別所温泉を散策し、別所温泉駅から上田電鉄別所線「ハーモニカ電車」に乗車しハーモニカの演奏と車窓の景色を楽しみました。ハーモニカ電車は2006年に初代ハーモニカ駅長が始めたもので、現在は3代目だそうです。愛されるローカル線を目指し、様々な工夫や努力をされていると感じました。

そして、いざ帰路へ。新桐生到着は17時15分ということで外も明るく、日帰り旅行としてはちょっと早めかな~と思っていたのですが、添乗員の説明を聞いて納得しました。バス運転手の労働環境改善のため、乗務員が一人では時間的な制約があるので仕方ないようです。

いろいろな場面で学びの多い一日でした。



桐生支部

夏季懇親会について

02

去る令和6年7月24日、桐生支部では、みどり市長 須藤昭男氏をお招きして、夏季懇親会を開催しました。

懇親会に先立ち須藤市長よりみどり市のマスタープランにつきまして講話をいただきました。マスタープランは重点項目として主に4つの部門に分けられています。これらは①移住/定住、②協働まちづくり、③5つゼロ宣言（自然災害による死傷者ゼロ、温室効果ガス排出量ゼロ、災害時の停電ゼロ、プラスチックごみゼロ、食品ロスゼロ）、④デジタル推進、というもので、いずれも地域住民にとって関心の高いものであるとともに、行政書士の業務にも深く関わりがあり大変興味深く拝聴させていただきました。一例をあげると、①の移住/定住では「空き家対策事業」が挙げられており、私見になりますが、ここでは空き家の調査や相続手続き、移住の際補助金の支援など行政書士の活躍の場が考えられます。

地域や街が変わっていけばそれに伴い、人の関係が変化し、モノに流れが生じ、お金が動きます。街の法律家と称している行政書士が活躍を求められる機会もきっと増えてくることと思われれます。ただしそこで求められるのは従来の代書屋、手続代行の手続き屋ではなく、電子申請のように時代に則した形にいち早く対応でき、生成AIにはできないようなカウンセリングやコンサルティング支援が行える専門家になってくるのではないのでしょうか。

行政書士の業務も、昭和時代の手書き代書から、PCを使った書類作成を経て、オンラインでの電子申請と時代とも変わってきています。行政書士も時代の変遷とともに新陳代謝していくことが求められています。今回の夏季懇親会では、それを予見させるように、本年度より登録した若手新入会員が5名参加していただきました。懇親会も大いに盛り上げてもらいました。



みどり市とは令和元年7月23日に「災害時における被災者支援等の協力に関する協定」を締結しています。平素から行政との連携を深めることで、有事の際にスムーズな支援を行えることも期待できます。これからも支部として地域に根差した活動を行えればと思っております。最後に今回の夏季懇親会において、みどり市長との調整をしていただいた、石埜茂先生に感謝申し上げます。



● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の公布及び施行、制度の周知等について
- ・ 道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令について
- ・ 外国人の法人設立・在留資格取得等を支援することができる「外国語対応可能な行政書士」について
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の公布・施行及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布について
- ・ 農地の賃借手続等の一本化に係る周知と活用促進について
- ・ （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構の運用の変更に伴う内容について
- ・ 「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の公表について
- ・ 令和6年能登半島地震に係る支援金及び義援金の募集期間の延長について
- ・ 「ろうきょうオンラインセミナー」（全6回）の開催について
- ・ 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- ・ 出入国在留管理庁からのお知らせ（特定技能制度活用促進のための海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントについて）

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ 〈群馬県〉経営事項審査申請及び建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）に関するお知らせ
- ・ 〈渋川市農業委員会〉農地法許可申請受付期間の変更について
- ・ 〈館林市農業委員会〉農地法関係業務に係る電子申請の開始について
- ・ 〈みどり市農業委員会〉農地転用申請受付期間変更に係る周知について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能ですが、印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

研修案内ハガキの郵送廃止について

許認可業務・法務業務部

本会では、事務効率化、ペーパーレス推進、コスト削減のため、2024年4月から、研修案内等のハガキは原則郵送しないこととし、Eメールによるご案内に一本化したところです。

研修案内のほか、業務に役立つ各種お知らせをEメールで配信していますので、まだお済でない方は、Eメール会員に御登録いただきますようお願いいたします。

経過措置として、「申出書」を提出した方には、引き続きハガキを送付することとしていますが、Eメールはビジネスに欠かせない存在として従前から広く浸透し利用されていること、導入が容易であること、また、本会の事務手間及びコスト削減のため、令和7年3月31日をもってEメールに完全移行することとします。

「申出書」を提出した方につきましても、早めに環境を整え、Eメール会員に御登録ください。

Eメール会員登録の方法

○群馬県行政書士会のホームページ → ○会員ページ → ○「会員登録はこちらから」をクリック
→ ○Eメール送信フォームに必要事項を入力

令和6年度3期会費納入についてのご案内

平素から、会費の納入について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度3期会費納入につきまして、下記のとおりご案内いたします。自動振替をご利用の場合、引落しが不能とならないよう、口座残高の確認をお願いいたします。

1. 区分・金額

区 分	納入金額
第3期 (12.1.2.3月分)	20,000円

2. 口座振替日

金融機関	第3期
県内に本店がある 金融機関・信用金庫	令和6年 12月30日
県外に本店がある 金融機関	令和6年 12月23日
ゆうちょ銀行	令和6年 12月23日

※当会では会費の納入について、原則口座振替を推奨しています。口座振替にすることで、郵便局に行く手間や払い忘れがなくなりますので是非御利用ください。口座振替を希望する方は事務局にお問い合わせください。

※口座の登録には1か月半程度かかります。

コスモスぐんま活動のご報告

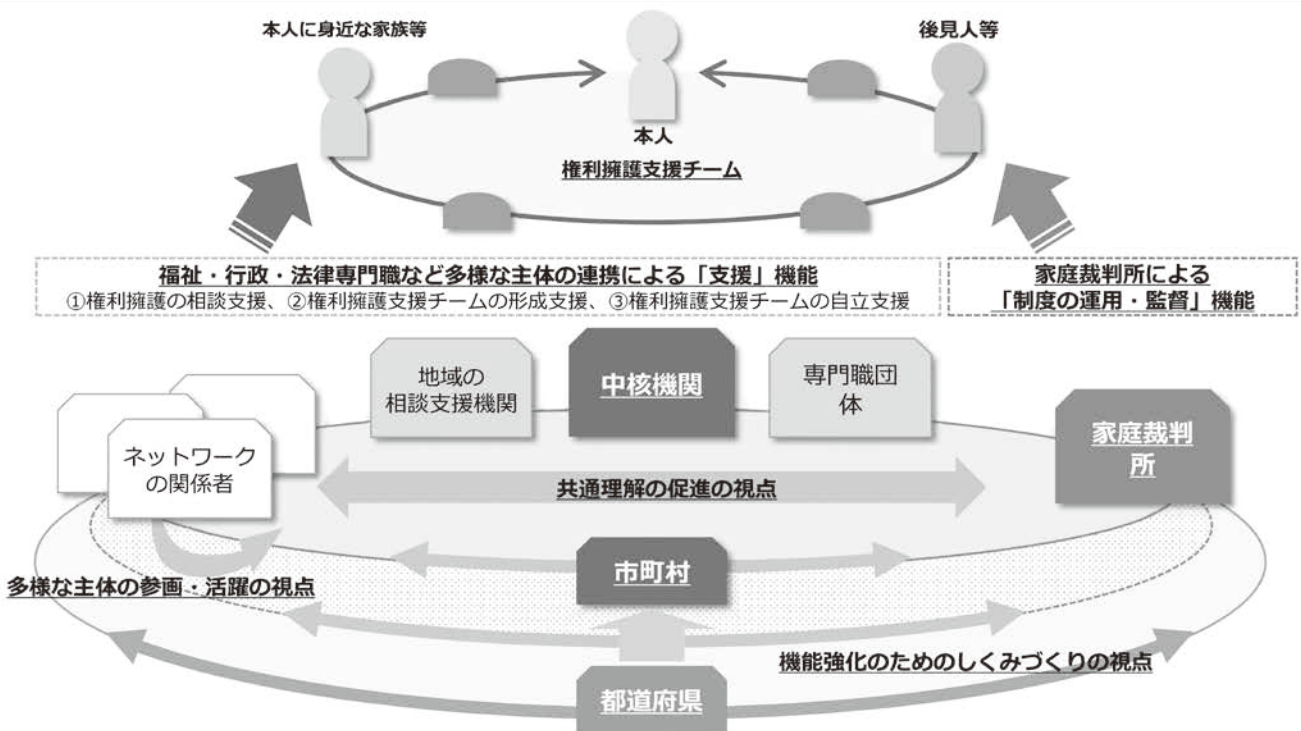
成年後見制度実態把握調査の実施について

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

令和6年6月群馬県健康福祉課地域福祉推進室において、「成年後見制度の利用実態及びそのニーズ並びに後見人等の担い手（後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び法人後見実施団体）の現状等を踏まえた県施策の実施のための調査」が行われた。調査地域は群馬県全域、対象者は成年後見制度専門職、成年後見制度専門職団体、福祉施設・事業所、市町村、市町村社会福祉協議会、法人後見事業実施団体であった。（公社）コスモスは専門職団体として、また会員は成年後見専門職として調査に協力した。

令和4年3月の成年後見制度利用促進基本計画（第2期）においては、令和6年度末には担い手（市民後見・法人後見）の育成方針の策定や中核機関の整備が達成目標として掲げられている。群馬県の35市町村中、令和6年4月時点では30市町村（85.7%）で中核機関の設置が進んでいる。今回の実態把握調査では「専門職・法人後見団体による担い手エリアの分布状況」の分析もあった。この調査を検討材料として今後群馬県では担い手の育成方針の策定がすすめられる予定である。

成年後見制度利用が必要な方が制度を利用できる社会の実現のために、制度利用ニーズと担い手の実態を把握するために行った調査であったが、一方では専門職担い手としてのコスモスの会員がいかに関わり参加していくことができるのかを問いかけられ、考えさせられる調査でもあった。



※出典：「成年後見制度の現状」（厚生労働省）(<https://www.mhlw.go.jp/content/001102138.pdf>)

コスモスぐんま活動のご案内

コスモスぐんま広報部 佐藤美保子

04

講師派遣・その他サポート

高齢者や障害者の方々が適切な支援を受けるための重要な制度である成年後見制度。

コスモスぐんまでは、後見活動の向上のために実務・倫理面での研鑽を重ね、後見人の養成を行うバックアップ体制を整えており、支部業務研修会などへの講師派遣を随時承っています。また、個別の案件について受任者をお探しの場合等お気軽に事務局へご相談ください。

上半期の活動報告

行政書士制度広報月間である10月に向けて、コスモスぐんまでは、県内市町村の担当部署へ公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター発行のコスモス通信を郵送いたしました。

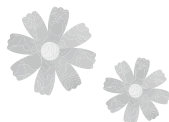
全国各地で堅実に取り組んでいる活動をPRすることで、成年後見制度の専門家としての行政書士の認知度向上に努めています。

このような継続的な広報活動や、総務省通知「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」の周知活動の効果が少しずつ表れており、高崎市長寿社会課の成年後見専用ページにコスモスぐんまの会員情報が掲載されることになりました。



また、令和6年度入会前研修及び考査が8月3日（土）に終了いたしました。

開講式と考査・修了式の2日間のみ集合し、VOD視聴で受講していただく形式で、今年度は8名の応募をいただきました。次回の日程は次頁の通りです。皆さまのご応募をお待ちしております。



コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

コスモスぐんまは、毎月の無料相談会（高崎市）や社協と共催の相談会（藤岡市）、自治体や団体への講師派遣など地域に密着した活動を行いながら、成年後見制度に精通した行政書士の育成に努め、研修や情報交換会などを開催しています。

集合研修は開講式と考査・修了式の2日間のみ。その間の研修は基本にご自宅や事務所でのVOD視聴ですので、ご自分のスケジュールで受講できます。後見制度について学んでみませんか？

ぜひ、多くの皆様のご参加をお待ちしています！

研修内容

- 【場 所】** 高崎市総合福祉センター 1階 会議室1
高崎市末広町115-1 TEL 027-370-8822
- 【研修日時】** ①開講式 令和7年6月21日(土) 13:30 受付
②考査・修了式 令和7年7月19日(土) 13:30 受付
※集合形式の研修は2回のみです。②までにVOD視聴を各自終了する必要があります。
- 【費 用】** 15,000円(公式テキスト代含む) ※開講日にご持参ください。



※今後コロナの状況や参加人数の関係で日程が変更になる可能性があります。

※研修のみでもOK!受講後の入会は任意です。入会する場合は、入会金及び年会費が必要となります。

コスモス 入会金10,000円- 年会費24,000円-

後見保険に加入し入会となります。(研修を修了しないと後見保険加入はできません。)

※入会すると裁判所に提出するコスモス会員名簿に登載されます。(希望しない場合は申し出てください)



【問合せ先・事務局】 コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部

群馬県前橋市日吉町1丁目8-1

前橋商工会議所会館4階 群馬県行政書士会事務局内

TEL 027-234-3677

研修申し込みはFAXにて申し込み下さい。【申込締切:令和7年5月31日(土)まで】

申込書

入会前研修会に申し込みたいします。

宛先FAX

027-233-2943

フリガナ

氏 名

生年月日

行政書士登録番号

第

号

会員番号〈群馬県行政書士会〉

第

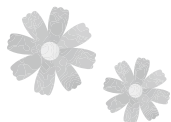
号

事務所名

事務所所在地

連絡先 TEL

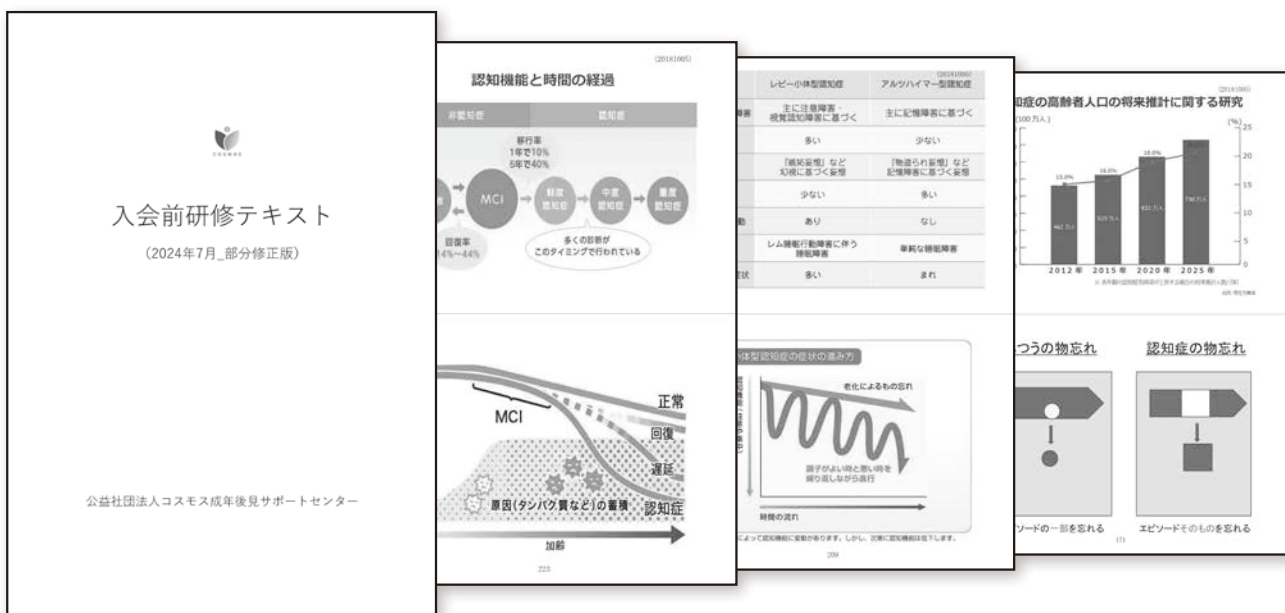
FAX



コスモスぐんま入会前研修参加者の声

令和6年度 コスモスぐんま入会前研修・考査を終えて 高崎支部 坂本 尚生

行政書士登録する前から高崎で月1回行われる相談会を見学してきました。ご相談に来られた方々はお子さんに障害がある、相続で困っているなど真剣な表情。今の自分では難しいと痛感し研修に申込みました。ですが、分厚いテキストと30時間以上の教材動画は中々の量。約1ヶ月、相談会での相談内容や先生方の説明を思い出しながら課題に取り組みました。今回の研修で得たことを後見制度が必要な方に説明し、利用できるよう活かしていきたいと思います。



専門的な知識を体系的に学べるテキスト（一部抜粋）

令和6年度 コスモスぐんま入会前研修・考査を終えて 高崎支部 黒澤 侑加

私は行政書士としての業務と並行して保護猫カフェを経営しており、ペットを飼っている高齢者の後見に強い関心を抱いていたため、今回コスモスへの入会を決意しました。

日々の勉強は大変でしたが、ペットや飼い主の支えになれるようにという思いで努力することができました。

後見制度を広く認知・活用してもらうために、今後も知識とスキルを積極的に磨き、学んだことを活かし、地域社会に貢献していきたいと考えています。



H社行政書士会連合会 公式キャラクター コスモリくん

「趣味のコーナー」開設及び投稿のお願い

いつも行政ぐんまをご覧くださいありがとうございます。各種情報をお届けしている本誌面ですが、この度、より多くの会員の方に参加していただきたく“趣味のコーナー”を開設する運びとなりました。

写真、俳句、川柳、短歌、イラストなど、皆様の趣味や得意分野の投稿をお待ちしています。誌面の許す限り掲載させていただく予定ですが、諸事情により掲載できないこともございますことご了承ください。なお、投稿の要領は以下のとおりです。

● 作品募集要項 ●



1. 作品の種類と規格

- ・ 写真：JPEG、白黒
- ・ 俳句・川柳・短歌等：Word形式等
- ・ イラスト：JPEG、グレースケール

※応募作品は自作で未公表のものとしします。また、応募者は当該作品が第三者の著作権等知的財産権を侵害していないことを保証するものとしします。

2. 応募資格

群馬県行政書士会会員



3. 応募方法

Eメールで下記に提出してください。

応募の際には必ず、応募者の会員番号、氏名、連絡先を記載してください。

E-mail：office@gunma-gyosei.jp

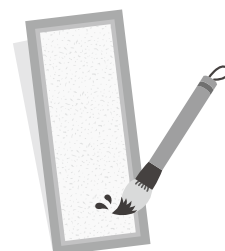
4. 投稿作品の著作権

投稿作品の著作権は投稿者に帰属するものとしします。

ただし、作品を、広報誌や本会ウェブサイトに掲載すること、及び募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該作品の応募者には了承していただきます。

5. 投稿作品の採否について

広報部で決定いたします。採否の理由についてはお答えできません。



新入会員

	会員番号 第3502号 氏名 <small>アベダイスケ</small> 阿部 大介 所属支部 前橋 入会日 2024. 7. 15		会員番号 第3503号 氏名 <small>イシハラリョウ</small> 石原 領 所属支部 高崎 入会日 2024. 8. 1
	会員番号 第3504号 氏名 <small>ヤナギイエキキ</small> 柳井 瑛貴 所属支部 安中 入会日 2024. 8. 15		会員番号 第3505号 氏名 <small>オツコ</small> 小幡 依都子 所属支部 桐生 入会日 2024. 8. 15

05

〔入会者〕

会員番号	登録番号	事務所名称		郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
		氏名				業務内容	兼業
3502	2414 2067	阿部行政書士事務所		371- 0034	前橋市昭和町三丁目9番2号 TEL 027-288-0634・FAX 027-288-0634		
		<small>アベダイスケ</small> 阿部 大介					
3503	1825 1469	いしはら行政書士事務所		370- 3344	高崎市中里見町328番地3 TEL 027-395-5326・FAX 027-395-5352 ishihara@ihsg.jp	滋賀会からの単位 会変更	司
		<small>イシハラリョウ</small> 石原 領					
3504	2414 2379	行政書士柳井事務所		379- 0221	安中市松井田町新堀1121番地 TEL 027-393-4556		土司
		<small>ヤナギイエキキ</small> 柳井 瑛貴					
3505	2414 2380	行政書士小幡依都子事務所		376- 0023	桐生市錦町2-1-23 TEL 0277-44-7672		社
		<small>オツコ</small> 小幡 依都子					

会員各位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

[登録事項変更]

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名				業務内容	兼 業	
3430	2314 0440	ク ボ ユウ タ 久 保 佑 太		370- 0061	高崎市天神町23 FUJオフィシイズ101			60
2996	1314 0191	ヤナギ ヨシ ノブ 柳 芳 信			TEL 090-7711-0655			93
3280	1914 1950	オカ ザキ ノリ ミ 岡 崎 則 美		371- 0804	前橋市六供町二丁目36番地16			35
2993	1214 2746	マツ ムラ タカ ユキ 松 村 隆 之		372- 0011	伊勢崎市三和町1907番地1 TEL 0270-61-6328・FAX 0270-61-6328 携帯 080-9425-0323			72
2702	0614 0029	シマ ダ ジン 嶋 田 仁		371- 0033	前橋市国領町二丁目21番12号 TEL 027-231-0111			27
3389	2214 0944	アマ ダ サ キ 天 田 沙 稀		370- 3531	高崎市足門町527-5	前橋から 高崎に支 部変更		37
3458	2314 2341	行政書士吉野飛我事務所 ヨシ ノ ヒユウ ガ 吉 野 飛 我		378- 0042	沼田市西倉内町667番地12 TEL 080-3690-0060			127
1291	7614 0683	ホシ ノ ハル ヒデ 星 野 晴 英			FAX 027-253-2873			21

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
伊勢崎	1342 (77140717)	中 島 正	令和6年3月 5日	死 亡
伊勢崎	380 (67140133)	藤 井 泉	令和6年6月 5日	死 亡
沼 田	3154 (10082333)	高 橋 哲	令和6年7月30日	死 亡
前 橋	3403 (22141629)	相 川 岬	令和6年7月31日	廃 業
藤 岡	1625 (80140918)	新井 袈裟一郎	令和6年7月31日	死 亡
桐 生	2840 (09141152)	砂 山 広 幸	令和6年8月31日	廃 業
館 林	2430 (98147146)	飯 島 茂 雄	令和6年8月31日	廃 業

(届出受付順)

05

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

中 島 正 先生 令和6年3月5日逝去 (伊勢崎支部)

藤 井 泉 先生 令和6年6月5日逝去 (伊勢崎支部)

高 橋 哲 先生 令和6年7月30日逝去 (沼田支部)

新井袈裟一郎 先生 令和6年7月31日逝去 (藤岡支部)

編集後記

私の生まれ育った桐生市の最大のイベントは、毎年8月の第一金・土・日曜日の3日間開催される「桐生八木節まつり」です。

この日には、桐生市近郊在住の老若男女達や、県外で学んでいる学生と県外に就職している若者も多く帰省し、櫓の周りでは八木節音頭のリズムに合わせて、活気のある八木節踊りのパフォーマンスが繰り広げられます。私は今年古希を迎えましたが、この光景を見るたびに、50年前の青春時代の思い出が蘇ってきて嬉しくなります。

また地元では、10年前に知人に誘われて「川内町2丁目八木節保存会」に入会しました。月に一度の練習と、夏に行う「赤城神社」の境内及び隣接する山の草刈りの活動に参加しています。また保存会では自治会と共催して、2年に一度夏祭りを開催するとともに、次世代への継承を念頭に、子供八木節の活動の応援も行っています。

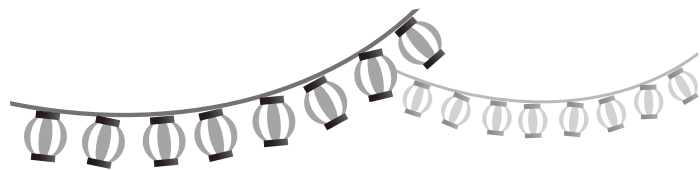
楽しみの一つに、2時間の練習の後開催される酒席を伴った懇親会があります。会員の皆さんとの話題は、健康の問題やカラオケ・グラウンドゴルフ・野菜作りなど趣味の話題が中心ですが、住居の処分の悩みや相続問題等将来の不安を口にされる方もいます。

少子高齢化が進み、地元でも高齢者のひとり暮らし・二人暮らしの家庭が増え、将来について不安を抱えている方の話も多く耳にします。

専門家のアドバイスを必要としている方の潜在的需要は、益々多くなっているように感じます。

最近、ある研修会で講師の先生に「行政書士の方は、勇気を出して、“おせっかいなおじさん、おばさん”になってください。」と励まされました。その意味するところを自分なりにくみ取り、『行政書士として地域や社会のために何ができるのか?』を自問自答しながら、業務や地域の活動を行っていきたいと思います。

広報部員 天田 忠明 (桐生支部)





行政ぐんま
第194号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 服部 成二(太田支部)
同 副部長 仲道 さゆり(前橋支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 岩井 和幸(伊勢崎支部)
広報部員 天田 忠明(桐生支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続



あなたの街の法律家 行政書士

日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

行政書士

Q & A

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明書の作成
- ・法定相続情報証明書の交付申請
- ・相続土地国庫帰属申請
- ・有価証券の解約手続
- ・預貯金解約手続
- ・株券の解約手続



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可申請、届出書
- ・開発行為許可申請
- ・国有財産払下申請
- ・景観条例申請
- ・除外申出（農業振興地域から除外）

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業許可申請
- ・倉庫業登録申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続



建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、事業年度終了報告変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定証明書交付申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

中小企業支援に関すること

- ・中小企業をサポート
- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス
- ・各種補助金申請

特定行政書士とは？



行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し合格することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-03



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階
TEL:027-234-3677 FAX:027-233-2943

